

2026年10月23日（金）

消費者スマイル基金ニュース（第93号）

●第19回助成事業募集のお知らせ（12/18締切）

10月22日（木）より、第19回助成事業の募集を開始いたしました。

第10回から、より多くの団体の皆さまの活動を支援するために、「適格消費者団体が裁判外の差止請求について公表した場合の差止請求関係業務」に対する助成を追加しております。特定適格消費者団体及び適格消費者団体だけでなく、消費生活相談又は消費者への情報提供等を行っている非営利法人も助成申請が可能ですので、ぜひご検討ください。

第19回助成事業の詳細については、下記消費者スマイル基金のウェブサイトをご覧ください。多くの団体の皆さまのご応募をお待ちしております。

- 対象期間：2026年6月1日～2026年11月30日
- 申請期限：2026年12月18日（金）
- 助成金額：**350万円**（第19回助成事業全体を通じた総額上限）
- 助成対象：
 - (1) 特定適格消費者団体向け
 - ①共通義務確認訴訟の提起（第一審、控訴審、上告審）
 - ②裁判外の被害回復の実現
 - (2) 適格消費者団体向け
 - ①差止請求訴訟の提起（第一審、控訴審、上告審）
 - ②裁判外の差止請求（ただし、その結果について今回の助成事業の対象期間内に公表したものに限り）
 - (3) 非営利法人（適格消費者団体を目指す団体を含む、ただし適格消費者団体は除く。）
 - ①消費者被害に係る消費生活相談
 - ②消費者被害に係る消費者への情報提供
 - ③事業者に対する消費者契約に係る不当行為是正等の申入れ業務

【詳細は以下をご覧ください】

URL：https://www.smile-fund.jp/subsidy/subsidy_19.html

●消費者スマイル基金「X」公式アカウントを開設しました！

消費者スマイル基金の「X」公式アカウントを開設しました。

以下がURLです。様々なことをつぶやいていきますので、会員の皆さまにおかれましても、フォローやリツイート、コメントなどしていただけると幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

URL：<https://x.com/smilefundjp>



●10/23・24 に開催されるくらしフェスタ東京の「交流フェスタ 2026」に参加します

東京都消費者月間実行委員会が主催するくらしフェスタ東京の「交流フェスタ 2026」に参加します。2 日間にわたって、東京都内の消費者団体や企業、行政、大学などが参加し、展示、体験、ミニセミナーなどの企画が開催されます。

消費者スマイル基金も国民生活センターにお声掛けいただき、ブースに出展します。概要は下記のとおりです。ご都合のつく方は、ぜひお立ち寄りください。

<開催概要>

日時：2026 年 10 月 23 日（金）11:00～17:00

10 月 24 日（土）10:00～16:00

会場：新宿駅西口イベントコーナー「消費者被害防止エリア」

主催：東京都消費者月間実行委員会

※ 消費者スマイル基金は国民生活センター様のコーナーにあります。

【連絡先】消費者団体訴訟等支援法人 認定 NPO 法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>



消費者団体訴訟等支援法人
認定NPO法人

消費者スマイル基金

寄付受付中！ 会員の方は入金の際、上記メールアドレスへご一報お願いします。

寄付口座もこちら  大変恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願いします。

三菱 UFJ 銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 □座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金寄附金口

ゆうちょ銀行 019（ぎふけん）店 当座 0587920 □座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金
